

租税の徴収額に不足

1 件 不当金額(収入) 1 億 5 4 9 2 万円
(前年度 1 件 1 億 7 8 3 1 万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

令和2年度に国が徴収決定した各税の総額は82兆4540億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の88.8%を占めている。

2 検査の結果

42税務署において、納税者52人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が52事項計1億5492万円(平成25年度～令和2年度)不足して、不当と認められる。

これらの徴収不足額については、全て徴収決定の処置が執られた。

税 目	事項数	徴収不足額
申告所得税	14	4381万
法人税	21	5085万
相続税・贈与税	3	1389万
消費税	14	4636万
計	52	1億5492万

上記の申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 申告所得税

徴収不足になっていた14事項の内訳は、譲渡所得に関する事態が6事項、不動産所得に関する事態が6事項及びその他に関する事態が2事項である。

(2) 法人税

徴収不足になっていた21事項の内訳は、交際費等の損金不算入に関する事態が8事項、受取配当等の益金不算入に関する事態が6事項及びその他に関する事態が7事項である。

<事例>受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入の対象としていた事態

A信用金庫は、平成28年4月から31年3月までの3事業年度分の申告に当たり、その他株式等に係る受取配当等の額の50/100相当額と非支配目的株式等に係る受取配当等の額の20/100相当額との合計額29年3月期分9435万円、30年3月期分1億4569万円及び31年3月期分1億6558万円を受取配当等の益金不算入額としていた。

しかし、A信用金庫の法人税の申告書の受取配当等に関する資料等によれば、上記非支配目的株式等に係る受取配当等の額には、受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金が含まれていたことから、当該事業年度分の所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額29年3月期分165万円、30年3月期分350万円及び31年3月期分453万円、計970万円が徴収不足になっていた。

(3) 相続税・贈与税

徴収不足になっていた3事項の内訳は、相続税については、相続税額の加算に関する事態が1事項及びその他に関する事態が1事項、贈与税については、有価証券の価額に関する事態が1事項である。

(4) 消費税

徴収不足になっていた14事項は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態である。

国税局等	税務署数	申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		計	
		事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足
札幌国税局	2	-	-	1	155万	-	-	2	274万	3	429万
仙台国税局	2	-	-	2	764万	-	-	-	-	2	764万
関東信越国税局	5	2	333万	2	344万	1	962万	2	995万	7	2636万
東京国税局	17	8	3100万	9	1504万	2	426万	4	2054万	23	7086万
名古屋国税局	4	2	476万	1	970万	-	-	2	337万	5	1784万
大阪国税局	5	-	-	4	845万	-	-	1	186万	5	1031万
高松国税局	1	-	-	1	55万	-	-	-	-	1	55万
福岡国税局	2	2	469万	-	-	-	-	-	-	2	469万
熊本国税局	3	-	-	-	-	-	-	3	788万	3	788万
沖縄国税事務所	1	-	-	1	446万	-	-	-	-	1	446万
計	42	14	4381万	21	5085万	3	1389万	14	4636万	52	1億5492万